

【後期高齢者医療】

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は**令和元年7月31日**です。

○減額認定証の更新

所得区分が住民税非課税世帯の低所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者の人が医療機関などで受診される際には、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなり、入院時には1食あたりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する場合は、新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付いたしますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。所得がない場合でも「なし」の申告が必要ですので、お住まいの市町村役場で、6月末までに申告を行ってください。

申告により、所得区分が低所得者Ⅱ・Ⅰとなった場合は、減額認定証を引き続き交付します。

②長期入院をされた人

平成30年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで減額認定証をお持ちだった期間内に、入院が通算90日を超える人は、お住まいの市町村役場で申請してください（岡山県の後期高齢者医療保険加入前の医療保険において区分Ⅱ・区分才の認定証の交付を受けていた間の入院期間も含む）。要件を満たしている場合、1食あたり160円となる減額認定証を交付します。ただし、平成30年8月1日から**平成31年4月30日**までの間で入院が90日を超える人は、申請の手続きは必要ありません。

【窓口での自己負担限度額】

所得区分		自己負担限度額(月額)		食事代(1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人 (低所得者Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円	90日までの入院	210円
低所得者Ⅰ	・世帯の全員が住民税非課税で、 世帯全員の所得（年金の所得控除額は80万円として計算）が 0円となる人 ・世帯の全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している人	8,000円	15,000円	91日目以降の入院	160円

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 後期高齢者医療係 担当：赤木 電話(0868)54-2986
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090

